

森づくりグループ活動支援事業等の助成対象期間の変更

次の3事業について、令和6年度申請から、事業終期を2月末日とし、実績報告書の提出、助成対象とする支出期限を2月15日としました。ついては、令和7年度申請から、森づくり活動のメインシーズンに切れ目なく支援するため、「緑の募金運営協議会」の意見を聞いた上で、事業始期を前年度の3月とする予定なので御承知ください(令和6年度の申請には3月の計画を入れないでください)。

1 対象事業

- ① 森づくりグループ活動支援推進事業、② 学校林活用推進事業、③ 海岸林保護団体活動支援事業

2 期間の改正案

	令和5年度まで	令和6年度	令和7年度から(案)
事業始期	助成希望団体の責任において、 当年度の4 月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。	助成希望団体の責任において、 当年度の4 月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。	助成希望団体の責任において、 前年度の3 月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。
事業終期	活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の 3 月末日のいずれか早い日までとする。	活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までとする。	活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までとする。
報告・支出期限	3 月15日	2 月15日	2 月15日

3 期間改正のイメージ

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
R05	R05年度申請											
R06	R06年度申請											R07
R07	R07年度申請											R08

県民参加の森づくり推進事業の助成対象期間の変更

次の事業について、令和7年度申請から、森づくり活動のメインシーズンに切れ目なく支援するため、「緑の募金運営協議会」の意見を聞いた上で、事業始期を前年度の3月とする予定なので御承知ください。

1 対象事業

- ① 県民参加の森づくり推進事業

2 期間の改正案

	令和6年度まで	令和7年度から（案）
事業始期	助成希望団体の責任において、 当年度 の4月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。	助成希望団体の責任において、 前年度 の3月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。
事業終期	活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の12月31日のいずれか早い日までとする。	活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の12月31日のいずれか早い日までとする。
報告・支出期限	12月31日	12月31日

3 期間改正のイメージ

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
R05	R05年度申請											
R06	R06年度申請											R07
R07	R07年度申請											R08